

文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和八年十月十九日

文京区長 成 澤 廣 修

文京区規則第八十八号

文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則

文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例施行規則（平成三十年三月文京区規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「近隣住民へ配付することにより」を「配付し、及び次に掲げる事項に係る説明会を開催して」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 住宅宿泊事業を開始する日
- 二 届出住宅の所在地、建物名及び部屋番号
- 三 届出予定者の商号、名称又は氏名及び連絡先
- 四 届出住宅における住宅宿泊事業の実施形態
- 五 住宅宿泊管理者の商号、名称又は氏名（住宅宿泊管理業務を委託する場合に限る。）
- 六 当該住宅宿泊事業に係る苦情等発生時及び緊急時の連絡体制、宿泊者への注意事項の周知方法その他届出

住宅の管理体制に関する事項

第三条第四項中「第八条第三項」を「第八条第四項後段」に、「住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）」を「法」に、「に基づき」を「により」に、「変更通知書及び周知内容記録書」を「変更周知書、周知内容記録書及び説明会報告書」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「第八条第三項において準用する同条第一項」を「第八条第四項」に、「住宅宿泊事業の実施に関する変更通知書（別記様式第三号）」を「住宅宿泊事業の実施に関する変更周知書（別記様式第四号）」に、「変更通知書」を「変更周知書」に改め、「近隣住民へ」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、法第三条第二項第六号に掲げる事項の変更（新たに住宅宿泊管理業務の委託をする場合を含む。）

又は省令第四条第三項第九号に規定する住宅の規模の変更（宿泊者数の変更を伴うものに限る。）をしようとするときは、変更周知書の配付に加え、説明会を開催しなければならない。

第三条第三項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第二項の規定は、前項の規定による近隣住民の周知について準用する。

第三条第二項中「事前周知書及び」を「事前周知書、」に改め、「いう。」の下に「及び住宅宿泊事業の実施に関する説明会報告書（別記様式第三号。以下「説明会報告書」という。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による事前周知書の配付は住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号。以下「法」という。）第三条第一項の届出の十五日前までに、説明会の開催は同項の届出の前日までに行うものとする。

3 条例第八条第一項ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 原則として、届出日において届出予定者（個人である場合に限る。）が引き続き三年以上当該届出住宅に居住していることを区の住民基本台帳により確認することができること。

二 当該届出住宅に人を宿泊させる間、不在（一時的なものとして住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年厚生労働省・国土交通省令第二号。以下「省令」という。）第九条第三項に規定する不在を除く。）とならないこと。

三 届出予定者が自ら当該届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を行うこと。
別記様式第一号及び別記様式第二号を次のように改める。

年 月 日

住宅宿泊事業の実施に関する事前周知書

商号又は名称

氏 名

連 絡 先

下記のとおり住宅宿泊事業を行いますので、文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、事前周知いたします。

記

1 届出住宅所在地	文京区	
2 使用階数と部屋番号		
3 事業の開始予定年月日	年 月 日 から	
4 予定定員数		
5 住宅宿泊事業者	居住 ・ 不在	
6 住宅宿泊管理業務	委託する ・ 委託しない	
7 住宅宿泊管理業者	商号、名称又は氏名	
	登録番号	
	緊急連絡先	

※ 金曜日の正午から日曜日の正午まで住宅宿泊事業を実施します。

周 知 内 容 記 録 書（新規・変更）

文京区長 殿

届 出 者 商号又は名称 _____
氏 名 _____
(法人の場合は、代表者の氏名)

届出住宅所在地 文京区 _____

1 周知を行った日付及び周知先

日付	周知先（住所、建物名称等）	日付	周知先（住所、建物名称等）

2 申出のあった意見の内容

申出のあった意見	対応状況等	備考

- ※ 周知先の範囲が明確に分かるように記載すること。
- ※ この記録書は、届出時に提出すること。また、住宅宿泊事業開始後、立入検査時に内容確認をすることがあるため、届出住宅においても保管すること。
- ※ この記録書に記載しきれない事項は、別紙に記載して添付すること。

別記様式第三号を次のように改め、同様式を別記様式第四号とする。

住宅宿泊事業の実施に関する変更周知書

商号又は名称

氏 名

連 絡 先

住宅宿泊事業の実施に関し、文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例施行規則第 3 条第 5 項の規定により、下記のとおり変更内容を周知いたします。

記

1 届出住宅所在地	文京区		
2 変更年月日	年 月 日から		
3 変更内容	(1) 住宅宿泊管理業者	商号、名称 又は氏名	
		登録番号	
		緊急連絡先	
	(2) その他 (具体的に記載すること。)		

※ 各欄に記載しきれない事項がある場合は、別紙に記載して添付すること。

別記様式第二号の次に次の一様式を加える。

年 月 日

住宅宿泊事業の実施に関する説明会報告書

文京区長 殿

届 出 者 商号又は名称 _____

氏 名 _____

（法人の場合は、代表者の氏名）

住宅宿泊事業の実施に関する説明会を開催したので、文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例施行規則第3条第4項の規定により下記のとおり報告いたします。

記

1 届出住宅所在地

2 説明会の開催概要

(1) 日時

(2) 場所

(3) 説明者

(4) 出席者数

3 添付書類

- (1) 説明会の開催について近隣住民に周知した書類
- (2) 説明会で配付した資料
- (3) 議事録その他説明会の実施内容が確認できる書類

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例の一部を改正する条例（令和八年十月文京区条例第四十八号）の施行の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第三条第一項、第四項又は第六項の規定により届出をしようとする者は、施行日前においても、この規則による改正後の文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例施行規則第三条第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定の例により、周知を行うことができる。この場合において、当該周知は、施行日以後は、これらの規定による周知とみなす。